

高知県財産規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(発生等の調査確認)</p> <p>第 114 条 債権管理者は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は県に帰属したときは、第 121 条に規定する場合を除き、直ちに別記第 16 号様式（<u>知事が別に様式を指定した場合は、当該様式</u>）による債権確認書により次に掲げる事項について調査確認しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。</p> <p>(1) 債務者の住所及び氏名 (2) 債権金額及び履行期限 (3) 債権の発生原因及び発生時期並びに種類 (4) 利率その他利息に関する事項 (5) 延滞金に関する事項 (6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項 (7) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項 (8) 解除条件 (9) 前各号に掲げるもののほか、<u>知事が必要があると認める事項</u></p> <p>2 前項の場合において、電子計算機によって記録されたものにより同項各号に掲げる事項について調査確認するときは、同項に規定する様式によらないことができる。</p>	<p>(発生等の調査確認)</p> <p>第 114 条 債権管理者は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は県に帰属したときは、第 121 条に規定する場合を除き、直ちに別記第 16 号様式（<u>知事において別に様式を指定した場合は、当該様式</u>）による債権確認書により次に掲げる事項について調査確認しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。</p> <p>(1) 債務者の住所及び氏名 (2) 債権金額及び履行期限 (3) 債権の発生原因及び発生時期並びに種類 (4) 利率その他利息に関する事項 (5) 延滞金に関する事項 (6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項 (7) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項 (8) 解除条件 (9) 前各号に掲げるもののほか、<u>必要と認める事項</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(発生等に関する通知)</p> <p>第 116 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく債権が発生し、又は帰属したことを債権確認書に準じて作成した債権発生通知書により債権管理者に通知しなければならない。既に通知済みの債権について異動を生じたときも、また同様とする。</p> <p>(1) <u>法令の規定に基づき県のために債権が発生し、又は県に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基づき、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は県に帰属したとき。）。</u> (2) <u>会計規則の規定に基づき県のために支出負担行為をする者 当該負担行為の結果、返納金に係る債権が発生したことを知ったとき。</u> (3) <u>法令の規定に基づき県のために契約をする者 当該契約に関して債権</u></p>

改正後	改正前
<p>(調査確認の時期の特例)</p> <p>第 121 条 次の各号に掲げる債権については、当該各号に掲げるときに第 114 条の規定による発生等の調査確認を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(債権確認書の作成等の特例)</p> <p>第 123 条 歳入金として総額を調定する債権で当該年度内に納付等により消滅することが見込まれるもの（履行期限までに納付されなかった債権を除く。）その他知事が指定した債権については、第 114 条の規定による債権確認書の作成を省略することができる。</p> <p>2 証紙収入に係る債権は、当該証紙収入について歳入の調定を行ったときに発生したものとみなす。</p>	<p>が発生し、又は県に帰属したことを知ったとき（前 2 号に該当する場合を除く。）。</p> <p>(4) 会計管理者、出納員、現金取扱員、資金前渡職員、公有財産管理主任（公有財産管理主任を置かない出先機関にあつては、当該出先機関の長）、物品管理主任又は基金の事務を分掌する課の長 その取扱いに係る事務に関して債権が発生したことを知ったとき（前 3 号に該当する場合を除く。）。</p> <p>(調査確認の時期の特例)</p> <p>第 121 条 次の各号に掲げる債権については、当該各号に掲げるときに第 114 条に規定する発生等の調査確認を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(債権確認書の作成等の特例)</p> <p>第 123 条 歳入金として総額を調定する債権で当該年度内に納付等により消滅することが見込まれるもの（履行期限までに納付されなかった債権を除く。）その他知事が指定した債権については、第 114 条の規定による債権確認書の作成及び第 116 条の規定による債権発生通知書による債権管理者への通知を省略することができる。</p> <p>2 証紙収入に係る債権は、当該証紙収入について歳入の調定を行ったときに発生したものとみなす。</p>

改正後

別表第1（第122条関係）

債権の区分	発生年度の区分
1 第121条各号に掲げる債権	同条各号の規定により債権を確認すべき日の属する年度。ただし、同条第1号括弧書きに該当する債権にあっては、当該年度の4月中に到来する利払い期又は履行期限の属する年度
2 法令の規定に基づき県のために債権が発生し、又は県に帰属する原因となる契約その他の行為により発生し、又は県に帰属する債権（1の債権を除く。）	当該契約の締結をした日又は当該行為をした日の属する年度（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は県に帰属した日の属する年度）
3 不当利得による返還金又は損害賠償金に係る債権	当該請求権の発生の原因となる事実のあった日の属する年度
4 法令の規定に基づき県のためにした契約に関して発生し、又は県に帰属した債権（1から3までの債権を除く。）	当該契約に関して債権が発生し、又は県に帰属した日の属する年度
5 法令の規定により一定の理由により発生する債権であって1から4までの債権以外のもの	当該法令において定められた履行期限の初日の属する年度

改正前

別表第1（第122条関係）

債権の区分	発生年度の区分
1 第121条各号に掲げる債権	同条各号の規定により債権を確認すべき日の属する年度。ただし、同条第1号括弧書きに該当する債権にあっては、当該年度の4月中に到来する利払い期又は履行期限の属する年度
2 第116条第1号に規定する契約その他の行為により発生し、又は県に帰属する債権（前項の債権を除く。）	当該契約の締結をした日又は当該行為をした日の属する年度（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は県に帰属した日の属する年度）
3 不当利得による返還金又は損害賠償金に係る債権	当該請求権の発生の原因となる事実のあった日の属する年度
4 法令の規定に基づき県のためにした契約に関して発生し、又は県に帰属した債権（前3項の債権を除く。）	当該契約に関して債権が発生し、又は県に帰属した日の属する年度
5 法令の規定により一定の理由により発生する債権であって前各項の債権以外のもの	当該法令において定められた履行期限の初日の属する年度

改正後

改正前

第 8 号様式（第72条、第73条関係）

第 8 号様式（第72条、第73条関係）

第 号
年 月 日

様

(所属替え又は分属をする課又は出先機関の長の職・氏名)

物 品 所 属 替 え ・ 分 属 書

次の物品を貴課所に所属替え・分属します。

第 号
年 月 日

様

(所属替え又は分属をする課又は出先機関の長の職・氏名)

物 品 所 属 替 え ・ 分 属 書

次の物品を貴課所に所属替え・分属します。

所属替え・分属の理由							
品 名	備品管理番号	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	
					円	円	
備 考							

所属替え・分属の理由							
品 名	備品管理番号	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	
					円	円	
備 考							

改正後

第9号様式（第72条、第73条関係）

様 （所属替え又は分属を受ける課又は出先機関の長の職・氏名） 所属替え・分属物品受領書 年 月 日付で所属替え・分属のあった物品を受け取りました。 物品受領年月日 年 月 日	第 号 年 月 日						
品名	備品管理番号	規	格	単位	数量	単価	金額
						円	円
備考							

改正前

第9号様式（第72条、第73条関係）

様 所属替え・分属物品受領書 年 月 日付で所属替え・分属のあった物品を受け取りました。 物品受領年月日 年 月 日	第 号 年 月 日						
品名	備品管理番号	規	格	単位	数量	単価	金額
						円	円
備考							

改正後

第16号様式（第114条関係）

発生 債権消滅確認書 異動									
発生等行為者				確認番号			債権差引 簿番号		
発生等の年 度及び月日		年度 月 日		種 類					
債務者	住所			債 権 金 額	確定				
	氏名				予定				
発生等原因									
利 息 等	利 率			始 期			利払い期		
延 滞 金	割 合			始 期					
担 保 又 は 保 証 人									
解 除 条 件									
履 行 区 分	金 額			履 行 期 限					
	円			年 月 日					
	円			年 月 日					
	円			年 月 日					
	円			年 月 日					
調 定	会 計 款								
	項	目		節					
	年 月 日	金 額		差引き差額		管理簿番号			
	・ ・ ・	円		円					
	・ ・ ・	円		円					
	・ ・ ・	円		円					
	・ ・ ・	円		円					
備 考									

改正前

第16号様式（第114条関係）

発生 債権消滅確認（通知）書 異動									
次のとおり確認（通知）します。 年 月 日									
確 認					通 知				
課 長	課長補佐	チ ー フ	担 当					担 当	
発生等行為者				確認番号			債権差引 簿番号		
発生等の年 度及び月日		年度 月 日		種 類					
債務者	住所			債 権 金 額	確定				
	氏名				予定				
発生等原因									
利 息 等	利 率			始 期			利払い期		
延 滞 金	割 合			始 期					
担 保 又 は 保 証 人									
解 除 条 件									
履 行 区 分	金 額			履 行 期 限					
	円			年 月 日					
	円			年 月 日					
	円			年 月 日					
	円			年 月 日					
調 定	会 計 款								
	項	目		節					
	年 月 日	金 額		差引き差額		管理簿番号			
	・ ・ ・	円		円					
	・ ・ ・	円		円					
	・ ・ ・	円		円					
	・ ・ ・	円		円					
備 考									

改正後	改正前
<p>備考 1 「発生等行為者」欄には、契約担当者又は行政処分等によって債権を発生させ、消滅させ、又は異動させることとなる者の担当課名及び担当者名を記入する。</p> <p>2 「確認番号」欄には、課又は出先機関ごとに一連番号を記入する。</p> <p>3 「種類」欄には、第122条第2項の規定による区分の目を記入する。</p> <p>4 「債権金額」欄の「予定」には、債権が発生して金額の確定がなされていない場合に、その予定額を記入する。</p> <p>5 「発生等原因」欄には、発生、消滅又は異動の原因となった事由及び根拠となった法令名又は契約の名称、条項等を記入する。</p> <p>6 「担保又は保証人」欄には、担保の種類又は保証人の住所、氏名、担保物件の評価額、担保物件設定の順位等を記入する。</p> <p>7 「解除条件」欄には、法令又は契約等に基づく解除条件がある場合に、それを記入する。</p> <p>8 「消滅時効期間」欄には、それぞれの根拠法に基づく期間を記入する。</p> <p>9 「調定」欄には、歳入金債権管理簿の整理番号、調定年月日及び調定金額をそれぞれ記入する（収入未済額として繰越調定するものについては、記入しない。）。</p> <p>10 「差引き差額」欄には、債権金額から調定額を差し引いた額を記入する。</p> <p>11 「備考」欄には、必要に応じ債権発生の根拠となった関係書類の保管場所、利息及び延滞金の充当順位等を記入する。</p> <p>12 債権の消滅（弁済、相殺及び充当によるものを除く。）の場合は、債権金額並びに債務者の住所及び氏名を朱書する。</p> <p>13 債権の異動の場合は、次の要領によって記入する。</p> <p>（1）「債権金額」欄の上部には、増額又は減額となった額を記入（減額の場合は、朱書する。）し、その下部に異動後の額を括弧書きする。</p> <p>（2）「債務者」欄の「住所」及び「氏名」を除くその他の欄には、異動した事項についてのみ記入する。</p> <p>（3）履行区分に異動があった場合は、異動後の履行区分を「履行区分」欄に記入する。この場合において、別記第16号様式付表にも異動が生ずることとなったときは、異動した債務者に係る分のみの付表を作成（消滅した者については、朱書する。）して添付する。</p> <p>14 債権の消滅又は異動の確認書には、元の確認書を添付しておく。この場合において、元の確認書には、上部欄外に「消滅」又は「異動」と朱書しておく。</p> <p>15 同時に2人以上について債権の発生を確認しようとする場合で、その発生が同一内容に基づくものは、「債務者」欄の「住所」及び「氏名」を「何某ほか何名」と記入し、その総額についてこの確認書を作成し、別記第16号様式付表を添付して処理することができる。</p>	<p>備考 1 「確認」欄には、債権の管理事務を分掌する課の長又は出先機関の長が押印する。</p> <p>2 「発生等行為者」欄には、契約担当者又は行政処分等によって債権を発生させ、消滅させ、又は異動させることとなる者の担当課名及び担当者名を記入する。</p> <p>3 「確認番号」欄には、課又は出先機関ごとに一連番号を記入する。</p> <p>4 「種類」欄には、第122条第2項の規定による区分の目を記入する。</p> <p>5 「債権金額」欄の「予定」には、債権が発生して金額の確定がなされていない場合に、その予定額を記入する。</p> <p>6 「発生等原因」欄には、発生、消滅又は異動の原因となった事由及び根拠となった法令名又は契約の名称、条項等を記入する。</p> <p>7 「担保又は保証人」欄には、担保の種類又は保証人の住所、氏名、担保物件の評価額、担保物件設定の順位等を記入する。</p> <p>8 「解除条件」欄には、法令又は契約等に基づく解除条件がある場合に、それを記入する。</p> <p>9 「消滅時効期間」欄には、それぞれの根拠法に基づく期間を記入する。</p> <p>10 「調定」欄には、歳入金債権管理簿の整理番号、調定年月日及び調定金額をそれぞれ記入する（収入未済額として繰越調定するものについては、記入しない。）。</p> <p>11 「差引き差額」欄には、債権金額から調定額を差し引いた額を記入する。</p> <p>12 「備考」欄には、必要に応じ債権発生の根拠となった関係書類の保管場所、利息及び延滞金の充当順位等を記入する。</p> <p>13 債権の消滅（弁済、相殺及び充当によるものを除く。）の場合は、債権金額並びに債務者の住所及び氏名を朱書する。</p> <p>14 債権の異動の場合は、次の要領によって記入する。</p> <p>（1）「債権金額」欄の上部には、増額又は減額となった額を記入（減額の場合は、朱書する。）し、その下部に異動後の額を括弧書きする。</p> <p>（2）「債務者」欄の「住所」及び「氏名」を除くその他の欄には、異動した事項についてのみ記入する。</p> <p>（3）履行区分に異動があった場合は、異動後の履行区分を「履行区分」欄に記入する。この場合において、別記第16号様式付表にも異動が生ずることとなったときは、異動した債務者に係る分のみの付表を作成（消滅した者については、朱書する。）して添付する。</p> <p>15 債権の消滅又は異動の確認書には、元の確認書を添付しておく。この場合において、元の確認書には、上部欄外に「消滅」又は「異動」と朱書しておく。</p> <p>16 同時に2人以上について債権の発生を確認（<u>通知</u>）しようとする場合で、その発生が同一内容に基づくものは、「債務者」欄の「住所」及び「氏名」を「何某ほか何名」と記入し、その総額についてこの確認（<u>通知</u>）書を作成し、別記第16号様式付表を添付して処理することができる。</p>

改正後

改正前

(付表)

(付表)

債務者住所 氏名	債権金額	担保又は保 証人	履行区分		歳入の調定		差引き差額
			履行期 限	金額	管理簿 番号	年月日	

債務者住所 氏名	債権金額	担保又は保 証人	履行区分		歳入の調定		差引き差額
			履行期 限	金額	管理簿 番号	年月日	

備考 この様式により難しいものは、適当な様式とする。

備考 この様式により難しいものは、適当な様式とする。

改正後

第25号様式（第142条関係）

履 行 延 期 申 請 書

年 月 日

債権管理者 職・氏名 様

債務者 住 所
氏 名

下記の債務について、下記の条件により履行期限を延長してください。

記

1 債務の概要

(1) 債務者の住所（所在地）、氏名（名称）及び職業（業務）

(2) 元本債務金額

(3) 履行延期の特約等の承認のある日までに付けられている利息、延滞金又は加算金

(4) 債務の発生原因

2 履行期限を延長しなければならない理由

3 延長された後における履行期限、延納利息及び延滞金

(1) 履行期限 履行期限ごとに履行すべき金額

年 月 日 円

年 月 日 円

(2) 履行延期の申請の承認の日から付けるべき延納利息

利率 年 パーセント 利払い期日 年 月 日

(3) 延滞金

履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 パーセントの割合で計算した延滞金を支払う。

4 担保

(1) 担保物件の種類、数量、金額及び物件の所在その他担保の状況

(2) 保証人の住所（所在地）、氏名（名称）、職業（業務）、保証金額及び保証人の資産の状況その他保証に関する必要事項

5 担保の提供及び債務名義の取得

県の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な処置に応ずるとともに、これらの処置をとるために必要な費用を負担する。

6 その他の条件

(1) 県は、この債権の保全上必要があるときは、債務者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

改正前

第25号様式（第142条関係）

履 行 延 期 申 請 書

年 月 日

債権管理者 職・氏名 様

債務者 住 所
氏 名

下記の債務について、下記の条件により履行期限を延長してください。

記

1 債務の概要

(1) 債務者の住所（所在地）、氏名（名称）及び職業（業務）

(2) 元本債務金額

(3) 履行延期の特約等の承認のある日までに付けられている利息、延滞金又は加算金

(4) 債務の発生原因

2 履行期限を延長しなければならない理由

3 延長された後における履行期限、延納利息及び延滞金

(1) 履行期限 履行期限ごとに履行すべき金額

年 月 日 円

年 月 日 円

(2) 履行延期の申請の承認の日から付けるべき延納利息

利率 年 パーセント 利払い期日 年 月 日

(3) 延滞金

履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 パーセントの割合で計算した延滞金を支払う。

4 担保

(1) 担保物件の種類、数量、金額及び物件の所在その他担保の状況

(2) 保証人の住所（所在地）、氏名（名称）、職業（業務）、保証金額及び保証人の資産の状況その他保証に関する必要事項

5 担保の提供及び債務名義の取得

県の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な処置に応ずるとともに、これらの処置をとるために必要な費用を負担する。

6 その他の条件

(1) 県は、この債権の保全上必要があるときは、債務者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

改正後

(2) 県は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。

ア 県において、債務者が県の不利益になるようにその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

イ 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ウ 債務者に次の理由が生じたとき。

(ア) 強制執行を受けたとき。

(イ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

(ウ) その財産について競売の開始があったとき。

(エ) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(オ) 解散したとき。

(カ) 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認をしたとき。

(キ) 上記(エ)から(カ)までに掲げる場合のほか、債務者の総財産について清算が開始したとき。

エ 債務者が履行延期の特約(処分)に付された条件に従わないとき。

オ その他県において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により、その延長した履行期限によることが不適当となったと認めるとき。

(3) 県において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、県の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

(4) 県において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて、債務者に対し、担保を提供し、又は延納利息を付することの請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を付けて支払をしなければならない。

(5) その他必要な事項

- 備考 1 この様式は、必要に応じて縦書きとすることができる。
2 この様式は、必要でない事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

改正前

(2) 県は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。

ア 県において、債務者が県の不利益になるようにその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

イ 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ウ 債務者に次の理由が生じたとき。

(ア) 強制執行を受けたとき。

(イ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

(ウ) その財産について競売の開始があったとき。

(エ) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(オ) 解散したとき。

(カ) 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認をしたとき。

(キ) 上記(エ)から(カ)までに掲げる場合のほか、債務者の総財産について清算が開始したとき。

エ 債務者が履行延期の特約(処分)に付された条件に従わないとき。

オ その他県において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により、その延長した履行期限によることが不適当となったと認めるとき。

(3) 県において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、県の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

(4) 県において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて、債務者に対し、担保を提供し、又は延納利息を付することの請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を付けて支払をしなければならない。

(5) その他必要な事項

- 備考 1 この様式は、必要に応じて縦書きとすることができる。
2 この様式は、必要でない事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

改正後

第26号様式（第142条関係）

履行延期承認通知書	
年 月 日	
債務者	様
債権管理者 職・氏名	
年 月 日付け履行延期申請書によって申請のあった下記の債権に関する履行期限の延長については、同申請書の内容に下記の条件を付けて承認します。	
記	
1 債権の概要	
(1) 債務者の住所（所在地）及び氏名（名称）	
(2) 債権金額	
(3) 債権の発生原因	
2 承認の条件	
(1) 担保物件のうち については、抵当権の設定の登記又は登録をする必要がありますので、抵当権の登記原因又は登録原因を証明する書面及び登記又は登録についての承諾書を 年 月 日までに提出してください。	
(2) 保証人の債務保証書を 年 月 日までに提出してください。 なお、保証契約を締結する必要がありますので、保証人が 年 月 日までに（ 年 月 日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることの証明書及び印鑑を持参して、 に来るようにしてください。	
(3) この債務について公正証書を作成する必要がありますので、 年 月 日までに（ 年 月 日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることの証明書及び印鑑を持参して、 に来てください。	
(4) 年 月 日までに債務証書を提出してください。	
(5) 債務者が上記の期日又は期限までに上記の処置をとらなかつたときは、県は、この承認を取り消すことがあります。	
(6) その他必要な事項	

- 備考 1 この様式は、必要に応じて縦書きとすることができる。
- 2 この様式は、必要でない事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

改正前

第26号様式（第142条関係）

履行延期承認通知書	
年 月 日	
債務者	様
債権管理者 職・氏名	
年 月 日付け履行延期申請書によって申請のあった下記の債権に関する履行期限の延長については、同申請書の内容に下記の条件を付けて承認します。	
記	
1 債権の概要	
(1) 債務者の住所（所在地）及び氏名（名称）	
(2) 債権金額	
(3) 債権の発生原因	
2 承認の条件	
(1) 担保物件のうち については、抵当権の設定の登記又は登録をする必要がありますので、抵当権の登記原因又は登録原因を証明する書面及び登記又は登録についての承諾書を 年 月 日までに提出してください。	
(2) 保証人の債務保証書を 年 月 日までに提出してください。 なお、保証契約を締結する必要がありますので、保証人が 年 月 日までに（ 年 月 日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることの証明書及び印鑑を持参して、 に来るようにしてください。	
(3) この債務について公正証書を作成する必要がありますので、 年 月 日までに（ 年 月 日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることの証明書及び印鑑を持参して、 に来てください。	
(4) 年 月 日までに債務証書を提出してください。	
(5) 債務者が上記の期日又は期限までに上記の処置をとらなかつたときは、県は、この承認を取り消すことがあります。	
(6) その他必要な事項	

- 備考 1 この様式は、必要に応じて縦書きとすることができる。
- 2 この様式は、必要でない事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

改正後

第27号様式（第152条関係）

債 権 免 除 申 請 書	
	年 月 日
債権管理者 職・氏名	様
債務者 住 所	
氏 名	
下記の債務について、下記の理由により弁済することができませんので、免除してください。	
記	
1 債務の概要	
（1） 債務者の住所（所在地）、氏名（名称）及び職業（業務）	
（2） 元本債務金額	
（3） 附帯債務金額	
（4） 債務発生原因	
2 弁済できない理由	
3 資産状況	
4 その他	

備考 記載事項は、必要に応じ増すことができる。

改正前

第27号様式（第152条関係）

債 権 免 除 申 請 書	
	年 月 日
債権管理者 職・氏名	様
債務者 住 所	
氏 名	
⑩	
下記の債務について、下記の理由により弁済することができませんので、免除してください。	
記	
1 債務の概要	
（1） 債務者の住所（所在地）、氏名（名称）及び職業（業務）	
（2） 元本債務金額	
（3） 附帯債務金額	
（4） 債務発生原因	
2 弁済できない理由	
3 資産状況	
4 その他	

備考 記載事項は、必要に応じ増すことができる。

改正後

第28号様式（第154条関係）

債権放棄確約書			
年 月 日			
債権管理者 職・氏名		様	
		債務者 住 所	
		氏 名	
年 月 日に県から貸付けを受け、指示に従って転貸した次の貸付金に係る私の債務が免除されたうへは、次の者に対する債権は、放棄し、そのことを文書で通知します。			
貸付金の種類	転 貸 先	(転貸未納元利金)	貸付年月日及び 転貸先の状況
		円	

改正前

第28号様式（第154条関係）

債権放棄確約書			
年 月 日			
債権管理者 職・氏名		様	
		債務者 住 所	
		氏 名	
年 月 日に県から貸付けを受け、指示に従って転貸した次の貸付金に係る私の債務が免除されたうへは、次の者に対する債権は、放棄し、そのことを文書で通知します。			
貸付金の種類	転 貸 先	(転貸未納元利金)	貸付年月日及び 転貸先の状況
		円	

附 則（令和5年3月31日規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。